

国立大学法人琉球大学特例寄附資産基金要項

〔 令和 2 年 3 月 2 7 日
制 定 〕

(目的)

第 1 条 国立大学法人琉球大学基金規程（以下「基金規程」という。）第 6 条第 1 項に規定する琉球大学特例寄附資産基金（以下「特例寄附資産基金」という。）は、国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務のうち、国立大学法人琉球大学基金規程第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務に充てることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「特例寄附資産」とは、国立大学法人琉球大学寄附金取扱規程第 3 条に規定する寄附金及び国立大学法人琉球大学寄附財産受入取扱要領第 3 条第 1 項に規定する寄附財産のうち、みなし譲渡所得税の非課税承認特例の対象となる評価性資産をいう。

(基金の構成)

第 3 条 特例寄附資産基金は、個人である寄附者が特例寄附資産基金に組み入れることを指定した特例寄附資産及びその運用益をもって構成する。

(運営委員会)

第 4 条 特例寄附資産基金の運営に係る次に掲げる事項の審議は、国立大学法人琉球大学基金運営委員会（以下、運営委員会という。）において行う。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 特例寄附資産基金に係る資産の組入れに関すること。
 - (2) 特例寄附資産基金に組み入れた資産及びその運用益の用途に関すること。
 - (3) 特例寄附資産基金に組み入れた資産及びその運用益の管理及び運用に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特例寄附資産基金の管理及び運営に係る重要事項に関すること。

(基金明細書)

第 5 条 特例寄附資産基金については、別記に掲げる基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成する。

- 2 前項の基金明細書は、監事の監査を受ける。
- 3 学長は、前項の監査を受けた基金明細書を、毎事業年度終了後 3 月以内に、文部科学大臣に提出する。
- 4 前項の規定により提出した基金明細書は、その写しを作成し、作成した日の属する事業年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存する。

(事業年度)

第6条 特例寄附資産基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(庶務)

第7条 特例寄附資産基金に関する事務は、関係部局等の協力を得て、基金室において処理する。

(雑則)

第8条 この要項及び基金規程に定めるもののほか、特例寄附資産基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この要項の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、令和2年3月27日から実施する。

別記（第5条関係）

〇〇年度 国立大学法人琉球大学特例寄附資産基金明細書

I. 基金の期末の状況

期末の状況		備考
現金（特例寄附資産を除く）	(金額)	
資産（特例寄附資産を除く）	(金額)	
小計	(金額)	
特例寄附資産等		
土地		
(所在地、数量)	(金額)	
建物		
(名称、所在地、数量)	(金額)	
設備等		
(名称、所在地、数量)	(金額)	
有価証券		
(名称、所在地、数量)	(金額)	
現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）	(金額)	
現預金②（①以外のもの）	(金額)	
内訳 配当金等		
配当金等以外のもの		
その他		
(名称、所在地、数量)	(金額)	
小計	(金額)	
合計	(金額)	

II. 基金財産の運用によって生じた利子その他収入金の支出状況

支出の用途	支出額	備考
合計	(金額)	

III. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的事例

IV. 基金で管理しなくなった財産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理由

【記載要領】

- ①「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イ又はロ（2）に規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法第40条に基づき受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イ又はロ（2）に規定する方法に基づき管理することとした資産を含む。
- ②特例寄附資産については、別紙1様式を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、IIの利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「I.基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙2様式を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③特例寄附資産については、当該資産を国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号又は第29条第1項第1号から第4号の業務のどの業務に充てているか（充てる予定であるか）、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く）。
- ④特例寄附資産の項目中の「現預金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤特例寄附資産の項目中の「現預金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙2様式に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥IIの備考欄には、支出の用途が国立大学法人法第22条又は第29条の業務のどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦IIIの「寄附者への還元」とは、受け入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

基金に組み入れた特例寄附資産の状況

1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等

寄附者に関する事項

特例資産の寄附者	フリガナ 氏名	
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	贈与等の時における価格	贈与等を受けた年月日	基金明細書との対応関係	備考

2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等			買換資産の取得年月日等	基金明細書との対応関係	備考
					うち、当該特例資産の譲渡収入の充当額	うち、その他の特例寄附資産の譲渡収入の充当額	うち、その他充当資金額			

【記載要領】

- ①特例寄附資産として当該基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④現金を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤備考欄には、売却益を充てる買換え資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること。

基金の運用益等で取得した資産の状況

1. 当該資産の取得時の状況等

当該資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	取得年月日	基金明細書との対応関係	備考

2. 当該資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等		買換資産の取得年月日等	基金明細書との対応関係	備考
					うち、当該資産の譲渡収入の充当額	うち、その他充当資金額			

【記載要領】

- ①運用益等により取得し、基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④「1.当該資産の取得時の状況等」欄に記載の資産を譲渡し、その譲渡代金を特例寄附資産の取得資金の一部に充てた場合は、別紙1様式「2.当該特例寄附資産の買換え後の状況」欄に記載することとし、「2.当該資産の買換え後の状況」に記載しないこと。